

令和8年度 風俗営業管理者講習の開催について

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第24条第6項に規定する講習を下記のとおり開催いたします。

山形県公安委員会

開催日	営業種別	実施場所
6月11日(木)	社交飲食店、料理店	鶴岡警察署
6月18日(木)	パチンコ店、マージャン店、ゲームセンター	鶴岡警察署
7月3日(金)	社交飲食店、料理店	新庄警察署
7月10日(金)	社交飲食店、料理店	山形県総合交通安全センター
9月3日(木)	社交飲食店、料理店	南陽警察署
9月17日(木)	パチンコ店、マージャン店、ゲームセンター	南陽警察署
10月2日(金)	社交飲食店、料理店	山形県総合交通安全センター
10月16日(金)	社交飲食店、料理店	山形県総合交通安全センター
11月13日(金)	パチンコ店、マージャン店、ゲームセンター	山形県総合交通安全センター

風俗営業者は、公安委員会から管理者講習の通知を受けたときは、選任された日からおおむね3年ごとに1回、管理者に講習を受けさせなければなりません。

今年度の受講対象者には、公安委員会から営業者宛てに「管理者講習通知書」を送付しますので、管理者に必ず受講させて下さい。

各講習会は、13:00～17:00までの4時間です。

講習会を受講する際に必要なものは次のとおりです。

- (1) 管理者講習通知書
- (2) 風俗営業管理者証
- (3) 手数料 2,600円(山形県収入証紙で納付)

やむを得ず講習会を欠席する場合には、講習の10日前までに営業所を管轄する警察署の生活安全課に「理由書」を提出して下さい。「理由書」を提出せずに無断で講習会を欠席した場合は、法第25条に基づき指示処分を実施します。